

一般社団法人日本考古学協会規則（抜粋）

第2章 正会員

（入会資格）

第2条 協会の目的に賛同し、研究者として自覚をもち、協会が定める入会資格基準を満たす者は入会することができる。

（入会申請）

第3条 入会を希望する者は、定款第6条に基づき、別に定める入会申込書のほか業績資料、正会員の推薦がある場合は別に定める推薦書を添えて、協会に申し込むこととする。

（審査委員）

第4条 会長は、正会員中から15名程度を入会資格審査委員に委嘱する。委員の委嘱は、年度ごとに行う。

2 審査委員の再任は妨げないが、引き続き3期以上委員になることはできない。

（審査）

第5条 入会資格審査委員会は、委員長を互選し、入会希望者の申請書類及び業績資料を審査する。

第6条 入会資格審査委員会は、一次審査を経た入会希望者のリストを正会員に通知し、正会員からの意見を受け付ける。

（入会の決定）

第7条 入会資格審査委員会は、審議の結果を総会に報告し、総会は入会の可否を決定する。

（入会の手続き）

第8条 入会を認められた者は、所定の手続きを経て、定款第5条第1項第1号の正会員になる。

第3章 会費

（年会費の額）

第9条 正会員の会費は、年額1万円とする。

（会費の納入）

第10条 会費は、前納するものとする。

（会費未納による会員資格の喪失）

第11条 会費を3年以上滞納した者は、正会員の資格を喪失する。

（会費の免除）

第12条 災害等により、甚大な被害を受けた正会員に対して、別に基準を定め、本人の申し出に基づいて一定期間会費を免除する。なお、日本考古学協会（非法人）において会費を免除されていた正会員に対しては、引き続き会費を免除する。